

第3節 蔵入承認、移入承認、総保入承認又は展示等承認の通知

1 蔵入承認、移入承認、総保入承認又は展示等承認の通知

システムを使用した蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請又は展示等申告について、簡易審査扱い（区分1）に選定された場合は当該申請等の登録により、また、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）に選定された場合は税関が審査結果をシステムに登録することにより、次の(1)から(3)までの情報が蔵入承認、移入承認、総保入承認又は展示等承認を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）に配信される。

ただし、税関が審査結果をシステムに登録する際に、保税運送承認に伴う担保の提供を要する旨を併せて登録したことにより、通関業者等に「担保不足通知情報」（出力情報コード：S A F 0 2 2 1（海上）又はA A F 0 2 2 1（航空））が配信された場合は、この章第1節6（担保不足の場合）に準じて処理する。

(1) 通関業者等への出力情報

出力情報	出力情報コード	審査区分	申告条件／ 帳票種類	帳票レイアウト
輸入許可前貨物引取承認通知情報	S A D 1 B J 1（海上） A A D 1 B J 1（航空）	簡易審査扱い		B P 承認通知－B
	S A D 2 B J 1（海上） A A D 2 B J 1（航空）	書類審査扱い 検査扱い		
	S A D 1 C J 1（海上） A A D 1 C J 1（航空）	簡易審査扱い		B P 承認通知－C
	S A D 2 C J 1（海上） A A D 2 C J 1（航空）	書類審査扱い 検査扱い		
蔵出輸入許可前貨物引取承認通知情報	S A D 1 H J 1（海上） A A D 1 H J 1（航空）	簡易審査扱い		B P 承認通知－B
	S A D 2 H J 1（海上） A A D 2 H J 1（航空）	書類審査扱い 検査扱い		
	S A D 1 J J 1（海上） A A D 1 J J 1（航空）	簡易審査扱い		B P 承認通知－C
	S A D 2 J J 1（海上） A A D 2 J J 1（航空）	書類審査扱い 検査扱い		
移出輸入許可前貨物引取承認通知情報	S A D 1 L J 1（海上） A A D 1 L J 1（航空）	簡易審査扱い		B P 承認通知－B
	S A D 2 L J 1（海上） A A D 2 L J 1（航空）	書類審査扱い 検査扱い		
	S A D 1 M J 1（海上） A A D 1 M J 1（航空）	簡易審査扱い		B P 承認通知－C
	S A D 2 M J 1（海上） A A D 2 M J 1（航空）	書類審査扱い 検査扱い		

出力情報	出力情報コード	審査区分	申告条件／ 帳票種類	帳票レイアウト
総保出輸入許可前貨物 引取承認通知情報	SAD1PJ1 (海上) AAD1PJ1 (航空)	簡易審査扱い		B P 承認通知－B
	SAD2PJ1 (海上) AAD2PJ1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1QJ1 (海上) AAD1QJ1 (航空)	簡易審査扱い		B P 承認通知－C
	SAD2QJ1 (海上) AAD2QJ1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
蔵入承認通知(保税運送 承認通知兼用) 情報	SAD1RG1 (海上) AAD1RG1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－A
	SAD2RG1 (海上) AAD2RG1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1RH1 (海上) AAD1RH1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用	
	SAD2RH1 (海上) AAD2RH1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1SG1 (海上) AAD1SG1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－B
	SAD2SG1 (海上) AAD2SG1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1SH1 (海上) AAD1SH1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用	
	SAD2SH1 (海上) AAD2SH1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1TG1 (海上) AAD1TG1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－C
	SAD2TG1 (海上) AAD2TG1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1TH1 (海上) AAD1TH1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用	
	SAD2TH1 (海上) AAD2TH1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
蔵入承認通知情報	SAD1RJ1 (海上) AAD1RJ1 (航空)	簡易審査扱い		蔵入等承認通知－A
	SAD2RJ1 (海上) AAD2RJ1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1SJ1 (海上)	簡易審査扱い		蔵入等承認通知－B

出力情報	出力情報コード	審査区分	申告条件／ 帳票種類	帳票レイアウト
	AAD1SJ1 (航空)			
	SAD2SJ1 (海上) AAD2SJ1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1TJ1 (海上) AAD1TJ1 (航空)	簡易審査扱い		蔵入等承認通知－C
	SAD2TJ1 (海上) AAD2TJ1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
移入承認通知(保税運送 承認通知兼用) 情報	SAD1UG1 (海上) AAD1UG1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－A
	SAD2UG1 (海上) AAD2UG1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1UH1 (海上) AAD1UH1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用	
	SAD2UH1 (海上) AAD2UH1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1VG1 (海上) AAD1VG1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－B
	SAD2VG1 (海上) AAD2VG1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1VH1 (海上) AAD1VH1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用	
	SAD2VH1 (海上) AAD2VH1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1WG1 (海上) AAD1WG1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－C
	SAD2WG1 (海上) AAD2WG1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1WH1 (海上) AAD1WH1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用	
	SAD2WH1 (海上) AAD2WH1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
移入承認通知情報	SAD1UJ1 (海上) AAD1UJ1 (航空)	簡易審査扱い		蔵入等承認通知－A
	SAD2UJ1 (海上) AAD2UJ1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1VJ1 (海上) AAD1VJ1 (航空)	簡易審査扱い		蔵入等承認通知－B

出力情報	出力情報コード	審査区分	申告条件／ 帳票種類	帳票レイアウト
	SAD2VJ1 (海上) AAD2VJ1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1WJ1 (海上) AAD1WJ1 (航空)	簡易審査扱い		蔵入等承認通知－C
	SAD2WJ1 (海上) AAD2WJ1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1XG1 (海上) AAD1XG1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－A
	SAD2XG1 (海上) AAD2XG1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1XH1 (海上) AAD1XH1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用	
総保入承認通知(保税運 送承認通知兼用) 情報	SAD2XH1 (海上) AAD2XH1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1YG1 (海上) AAD1YG1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－B
	SAD2YG1 (海上) AAD2YG1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1YH1 (海上) AAD1YH1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用	
	SAD2YH1 (海上) AAD2YH1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1ZG1 (海上) AAD1ZG1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－C
	SAD2ZG1 (海上) AAD2ZG1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1ZH1 (海上) AAD1ZH1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用	
	SAD2ZH1 (海上) AAD2ZH1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1XJ1 (海上) AAD1XJ1 (航空)	簡易審査扱い		蔵入等承認通知－A
	SAD2XJ1 (海上) AAD2XJ1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
	SAD1YJ1 (海上) AAD1YJ1 (航空)	簡易審査扱い		蔵入等承認通知－B
	SAD2YJ1 (海上)	書類審査扱い		

出力情報	出力情報コード	審査区分	申告条件／ 帳票種類	帳票レイアウト	
	A A D 2 Y J 1 (航空)	検査扱い		蔵入等承認通知－C	
	S A D 1 Z J 1 (海上) A A D 1 Z J 1 (航空)	簡易審査扱い			
	S A D 2 Z J 1 (海上) A A D 2 Z J 1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い			
展示等承認通知(保税運 送承認通知兼用) 情報	S A D 1 1 G 1 (海上) A A D 1 1 G 1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－A	
	S A D 2 1 G 1 (海上) A A D 2 1 G 1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い			
	S A D 1 1 H 1 (海上) A A D 1 1 H 1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用		
	S A D 2 1 H 1 (海上) A A D 2 1 H 1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い			
	S A D 1 2 G 1 (海上) A A D 1 2 G 1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－B	
	S A D 2 2 G 1 (海上) A A D 2 2 G 1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い			
	S A D 1 2 H 1 (海上) A A D 1 2 H 1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用		
	S A D 2 2 H 1 (海上) A A D 2 2 H 1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い			
	S A D 1 3 G 1 (海上) A A D 1 3 G 1 (航空)	簡易審査扱い	承認用	蔵入等承認通知－C	
	S A D 2 3 G 1 (海上) A A D 2 3 G 1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い			
	S A D 1 3 H 1 (海上) A A D 1 3 H 1 (航空)	簡易審査扱い	到着確認用		
	S A D 2 3 H 1 (海上) A A D 2 3 H 1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い			
	展示等承認通知情報	S A D 1 1 J 1 (海上) A A D 1 1 J 1 (航空)	簡易審査扱い		蔵入等承認通知－A
		S A D 2 1 J 1 (海上) A A D 2 1 J 1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		
		S A D 1 2 J 1 (海上) A A D 1 2 J 1 (航空)	簡易審査扱い		蔵入等承認通知－B
		S A D 2 2 J 1 (海上) A A D 2 2 J 1 (航空)	書類審査扱い 検査扱い		

出力情報	出力情報コード	審査区分	申告条件／ 帳票種類	帳票レイアウト
	S A D 1 3 J 1 (海上)	簡易審査扱い		蔵入等承認通知－C
	A A D 1 3 J 1 (航空)			
	S A D 2 3 J 1 (海上)	書類審査扱い 検査扱い		
	A A D 2 3 J 1 (航空)			
展示等不承認通知情報	S A D 4 4 0 1 (海上) A A D 4 4 0 1 (航空)			展示等不承認通知

(2) 通関蔵置場等への出力情報

出力情報	出力情報コード	配信先
許可・承認貨物等情報	SAD4311 (海上) AAD4311 (航空)	通関蔵置場
許可・承認貨物等情報 (沖縄特免制度)	SAD4131 (海上)	
許可・承認貨物等情報 (U) 情報	SAD4321 (海上)	
併せ運送通知情報	SAD4391 (海上) AAD4391 (航空)	蔵入等先保税地域 (注)

(注) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

(3) 税関への出力情報

出力情報	出力情報コード	配信先
蔵入等承認貨物運送情報	SAD4381 (海上)	運送先税関 (保税担当部門)

2 蔵入承認、移入承認、総保入承認貨物又は展示等承認貨物の運送

システムを使用した蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請又は展示等申告について、運送が併せて承認された場合における貨物の発送及び到着に係る手続は、次による。

(1) 発送手続

承認された貨物を発送する場合の手続は、税関手続関連（海上編又は航空編）－貨物関係手続－第3章第1節（保税運送申告関係手続）に準じて行う。この場合において、「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」は「蔵入・移入・総保入・展示承認通知書（保税運送承認通知書兼用）」と読み替える。

(2) 運送期間

運送期間は、発送地と到着地を勘案してシステムより自動的に払い出される。なお、運送期間の延長に係る取扱いは、税関手続関連（海上編）－貨物関係手続－第3章第1節4(3)（保税運送承認後における訂正、取り消し及び運送期間延長承認申請）又は税関手続関連（航空編）－貨物関係

手続-第3章第1節5（運送期間延長承認申請）によることとし、システムには登録しない。

(3) 到着確認

イ 海上貨物の場合

運送が承認された貨物に係る到着確認については、次のいずれかによる。

- (イ) 到着確認用の蔵入・移入・総保入・展示承認通知書（保税運送承認通知書兼用）を到着地税関（保税担当部門）に提示して到着の確認を受けた上で、到着地税関（収納担当部門）に提出する。ただし、到着地税関（収納担当部門）において到着確認をシステムに登録することができない場合は、運送者等が発送地税関（収納担当部門）に提出する。
- (ロ) 運送先保税蔵置場が「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：B I A）を実施する。（複数のB／Lを含む運送承認の場合は、全てのB／Lについて、当該業務を実施する必要があることから留意すること。）
- (ハ) 蔵入承認済貨物の貨物管理を行う運送先保税蔵置場が、蔵入承認併せ運送承認貨物に係る「システム外搬入確認（輸入貨物）」業務（業務コード：B I B）を実施する。
- (ニ) 運送先保税蔵置場が「蔵入等貨物搬入確認」業務（業務コード：B A S）を実施する。

ロ 航空貨物の場合

運送が承認された貨物に係る到着確認については、次のいずれかによる。

- (イ) 到着確認用の蔵入・移入・総保入・展示承認通知書（保税運送承認通知書兼用）を到着地税関（保税担当部門）に提示し到着の確認を受けた上で、到着地税関（収納担当部門）に提出する。ただし、到着地税関（収納担当部門）において到着確認をシステムに登録できない場合は、運送者等が発送地税関（収納担当部門）に提出する。
- (ロ) 運送先保税蔵置場が「蔵入等貨物搬入確認」業務（業務コード：B A S）を実施する